平成２５年（フ）第１２６号
熊本市西区新土河原２丁目９番18号レジデンスａｉ202、開始決定時の住所大分市大手町１丁目１番15号　スカイコート大手町218
破産者　河野　佑哉
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２２１号
釧路市美原５丁目６番1534号　M33
破産者　向岩　寿夫
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１４６９号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田団地５棟404号
破産者　田口伊都子
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３９号
静岡市清水区鳥坂1644番地
破産者　小長谷康夫
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１４３号
最後の住所茨城県土浦市湖北２丁目９番１－312号エスバイエルマンション
債務者　亡飯田俊之相続財産
1　破産債権の届出期間　平成27年３月９日まで
2　一般調査期日　平成27年４月24日午後１時50分
平成27年２月９日　水戸地方裁判所土浦支部

平成２６年（フ）第２０３８号
名古屋市名東区香坂201番地
破産者　清水　達雄
1　破産債権の届出期間　平成27年３月10日まで
2　一般調査期日　平成27年４月21日午後１時10分
平成27年２月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６４３号
広島市安佐北区倉掛１丁目２番４号
破産者　下河内俊恵
1　破産債権の届出期間　平成27年３月16日まで
2　一般調査期日　平成27年４月14日午後２時
平成27年２月12日
広島地方裁判所民事第４部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第３００２号
大阪府豊中市西泉丘３丁目12番１－106号
清算株式会社　新宅産業株式会社
代表清算人　田中真佐代
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（ヒ）第３００５号
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目10番１号
清算株式会社　シャンテ株式会社
代表清算人　森　　拓也
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（ヒ）第１００２号
福岡市中央区赤坂１丁目10番16号
清算株式会社　株式会社みのはら
代表清算人　三野原　厚
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０５８号
東京都渋谷区渋谷２丁目３番２号
清算株式会社　株式会社ボイスアンドハート
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２７年（再）第１号
大阪市西区京町堀１丁目12番１号
再生債務者　株式会社ドウプランニングインターナショナル
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区伏見町２丁目５番７号　岡田伏見町ビル５階　船場中央法律事務所　弁護士　大砂　裕幸
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成27年２月９日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による決議に付する決定

平成２６年（再）第２号
和歌山県紀の川市桃山町調月2506番地
再生債務者　紀泉開発株式会社
1　決議に付する計画案　平成27年１月30日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成27年４月９日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成27年３月26日
平成27年２月９日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第１４号
神戸市中央区北長狭通４丁目７番20号
再生債務者　医療法人財団パルモア病院
1　決議に付する計画案　平成27年２月６日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成27年３月25日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成27年３月17日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成27年３月６日
平成27年２月10日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２３年（再）第６号
熊本県天草市有明町上津浦2928番地
再生債務者　株式会社ザ・マスターズコーポレーション
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成27年２月９日
熊本地方裁判所民事第１部